

各
都道府県
指定都市
中核市
障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等のご家庭に対する
手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について（その2）

障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。）のご家庭における手指消毒用エタノールの優先供給につきましては、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

手指消毒用エタノールの優先供給につきましては、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について（改定）」（令和2年4月15日付け厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）や「障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等のご家庭に対する手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について（令和2年4月15日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等によりお示ししてきたところです。

6月以降の優先供給については、先般お知らせしたとおり、これまで実施してきた国からの事前の要請量調査は行わず、専用のウェブサイトから直接購入できる仕組みとなるよう検討しているところです。

現在も障害福祉サービス事業所等や医療的ケア児のご家庭のほか、重度訪問介護等を利用している在宅の障害者等から、市中での手指消毒用エタノールの入手が困難との声が寄せられていますので、都道府県におかれましては、管内市町村とも連携しながら、特に日常生活において手指消毒用エタノールの使用頻度が高い重度訪問介護等を利用している在宅の障害者等の需要等をよく把握し、当該優先供給スキームの活用をご検討くださいますようお願いいたします。

当該需要等の具体的な把握方法としては、必ずしも網羅的な調査を行う必要はなく、事務負担や迅速性を考慮した方法で行うことが考えられます。

その上で、例えば、

- ・ 障害福祉サービス等の支給決定情報から医療的なケアが必要な障害者等を抽出する方法
 - ・ 重度訪問介護事業所や相談支援事業所、登録喀痰吸引等事業所等を経由して当該需要等を把握する方法
 - ・ 地域の障害者団体を経由して把握する方法
- などが考えられます。

また、他部局で医療的ケアを必要とする障害者等を把握している場合もあることから、当該需要等の把握及び配布については、「医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等における手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡）にあるとおり、在宅医療所管部局や難病対策所管部局等とも連携してご対応いただくようお願いいたします。

なお、優先供給スキームを活用した手指消毒用エタノールの調達に係る費用については、国からの補助を可能とするため、令和2年度補正予算の「障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業」において必要な予算を計上していることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03-5253-1111（内線 3148） FAX：03-3591-8914 E-mail： houreishougaiiaa@mhlw.go.jp
--